町税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き

（相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について）

納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、その納税義務は相続人に継承され、お亡くなりになった後に納めていただく町税等がある場合には相続人に納めていただくことになります（地方税法第9条）。

お亡くなりになった方の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を定めた場合は、「**相続人代表指定届**」に必要事項を記入のうえ、税務課に提出してください（地方税法第9条の2第1項）。

また、固定資産（土地・家屋）の所有者がお亡くなりになった場合、所有者の名義が変更されるまでの間は、**当該固定資産の現所有者（相続人等）が納税義務者となります**ので、該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに、その氏名、住所等を「**固定資産現所有者申告書**」により申告していただく必要があります（上勝町税条例第74条の3）。

なお、これらの届（申告書）により不動産登記簿の所有者が変更されることはありません。相続登記の手続きについては徳島地方法務局へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を管轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

町民税・県民税について

町民税・県民税はその年の1月1日現在の状況に応じて課税しますので、1月2日以降になくなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。その納税義務は相続人に継承され、その年度分の町民税・県民税は相続人に納付していただくことになります。

なお、相続人となる方は（相続人が複数いる場合は代表者を決めて）「相続人代表者指定届」を税務課に提出してください。

軽自動車税について

亡くなられた方に課税されていた原動機付自転車・軽自動車等は、相続人の方に廃車や名義変更等をしていただく必要があります。相続人の方は、必要となる手続きについてご確認ください。

◎原動機付自転車（１２５ｃｃ以下）及び小型特殊自動車の場合

住所の市区町村へお問い合わせください。

◎軽自動車の場合

住所地の軽自動車検査協会へお問い合わせください。

★軽自動車検査協会徳島事務所　　☎０５０－３８１６－３１２３

◎軽二輪車（１２６ｃｃ～２５０ｃｃ）及び二輪の小型自動車（２５１ｃｃ以上）の場合

住所地の運輸支局へお問い合わせください。

★徳島運輸支局　　☎０５０－５５４０－２０７４

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に固定資産（土地・家屋）を所有している人に納めていただく税です。

納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、次の手続きをお願いします。

■土地・登記されている建物の場合

法務局（登記所）で相続登記をしていただきます。相続登記が完了すると、その内容が役場へ通知され、手続きが完了した翌年度から課税台帳上の所有者が変更されます。

【上勝町を管轄する登記所】

徳島地方法務局　　徳島市徳島町２丁目１７番地　徳島法務総合庁舎

☎０８８－６２２－４１７１（代表）

■登記されていない建物がある場合

「家屋所有権移転申請書」を税務課に提出してください。必要な場合は税務課までご連絡ください。名義変更完了の翌年度から、課税台帳上の所有者が変更されます。

■建物の取り壊しがある場合

「家屋滅失申請書」を税務課に提出して下さい。

登記されている家屋は、別途、法務局へ滅失登記申請が必要です。

また、居住用家屋が存在する宅地には、住宅用地の特例措置が適用されていますが、家屋の滅失により特例措置が適用外になりますのでご了承下さい。

■相続税の申告について問い合わせ先

被相続人の死亡時における住所地を管轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

【上勝町を管轄する税務署】

徳島税務署　　徳島市幸町3丁目

☎０８８－６２２－４１３１

※「相続人代表者指定届」と「固定資産現所有者申告書」につきましては、どちらも相続人に提出（申告）していただく書類であることから、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっています。

上勝町役場税務課

〒771-4501　徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

☎０８８５－４６－０１１１（代表）